



平成31年4月26日

教育職員検定による隣接校種の教員免許状 取得時の要件の見直し（概要）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、教育職員検定による隣接校種の教員免許状の取得に関する行政相談を受け、行政苦情救済推進会議に諮り、その意見を踏まえ、平成31年4月26日、文部科学省に改善をあっせんしました。

（行政相談の要旨）

私（小学校教諭の免許状を保有）は、文部科学大臣が日本の学校と同等であると認定した在外教育施設（日本人学校）で勤務した後、教育職員検定により、隣接校種である中学校教諭の免許状を取得しようとした。

ところが、在外教育施設での在職期間は、教育職員検定で必要な在職期間に含まれず、要件を満たさないとされた。

教育職員検定の要件について、認定在外教育施設での在職期間が含まれるようにしてほしい。

（注）本相談は、行政評価事務所が受け付けた行政相談である。

（制度の概要）

- ◇ **在外教育施設**とは、海外在留の日本人の子供のため、学校教育法等に規定される学校に準じた教育を行うことを主目的として海外に設置されたもの。当該施設のうち、日本人学校等は、国内の学校と同等の課程を有する旨の文部科学大臣の認定を受けている。
- ◇ **教員免許状**は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）により校種（小学校、中学校等）ごとに必要で、教職課程のある大学等で必要な単位を修得する方法のほか、都道府県教育委員会が行う教育職員検定に合格することで取得が可能
- ◇ **教育職員検定**は、都道府県教育委員会により受検者の学力、実務等について行われ、教員免許状の保有者は、同一校種の上級免許状や隣接校種の免許状等の取得が可能
教員免許状の保有者が教育職員検定により隣接校種の免許状を取得する場合、保有する免許状により、学校において良好な成績で勤務した在職期間が最低3年必要
この在職期間は、学校教育法上の学校でのものとされ、日本人学校等の認定在外教育施設での在職期間は含まれない。



（行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた文部科学省に対するあっせん要旨）

教育職員検定により隣接校種の教員免許状を取得する際の要件である「保有する教員免許状により学校において良好な成績で勤務した最低在職期間」に、認定在外教育施設での在職期間を含める方向で、その必要性を検討すること。

1. 制度の概要

1 在外教育施設

在外教育施設は、海外に在留する日本人の子供のために、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）等に規定する学校に準じた教育を行うことを主たる目的として海外に設置された教育施設であり、日本人学校（現地の日本人会等が設立）、私立在外教育施設（日本の学校法人等が設立）及び補習授業校がある。平成 30 年 4 月現在、日本人学校が 89 校、私立在外教育施設が 8 校、補習授業校が 221 校（日本人学校及び私立在外教育施設の在籍者（合計数）：約 1 万 9,600 人、補習授業校の在籍者：約 2 万 2,100 人）。

このうち、日本人学校及び私立在外教育施設について、「在外教育施設の認定等に関する規程」（平成 3 年文部省告示第 114 号。以下「告示」という。）では、国内の小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有する旨の文部科学大臣の認定を受けることができるとされているが、文部科学省は、運用上、在外教育施設の設置には当該認定が必要な取扱いとしている。

2 教員免許状

(1) 教員免許状の概要

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教員となるためには、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）により、都道府県教育委員会が授与する学校の種類ごとの教員免許状が必要とされている。

教員免許状には、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状の 3 種類があり、このうち、普通免許状は、専修免許状、一種免許状及び二種免許状の 3 区分が設けられているが（表 1 参照）、実務上、教員として指導できる範囲に違いはない。

表 1 教員免許状の種類・区分

種類・区分	説明
普通免許状	大学での教職課程の履修、学位の取得等により授与
専修免許状	大学院修了相当
一種免許状	大学卒業相当
二種免許状	短期大学卒業相当

(注) 教育職員免許法等に基づき、当局が作成

(2) 教育職員検定による教員免許状の取得

教員免許状は、教職課程のある大学等で必要な単位を修得する方法のほか、都道府県教育委員会が行う教育職員検定に合格することにより取得することができる。

教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、教員免許状の授与権者である都道府県教育委員会が行うものであり、既に教員免許

状を保有している者は、同一校種の上級免許状、他教科の免許状、隣接校種の免許状等を取得することができる。

既に教員免許状を保有している者が教育職員検定により同一校種の上級免許状を取得する際の実務の検定では、保有する免許状により学校において良好な成績で勤務した最低在職期間が3年から6年必要とされている(表2参照)。また、学校以外の教育施設での勤務も上記の在職期間に含まれるとされており(教育職員免許法第6条別表第3)、認定在外教育施設での勤務が上記の在職期間に含まれている(教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第67条)。

表2 同一校種の上級免許状の取得に係る要件(実務) 【小学校の例】

保有する免許状		取得しようとする免許状	良好な成績で勤務した最低在職期間
小学校教諭	一種免許状	専修免許状	3年
	二種免許状	一種免許状	5年
	臨時免許状	二種免許状	6年

(注) 教育職員免許法に基づき、当局が作成

一方、既に教員免許状を保有している者が教育職員検定により隣接校種の免許状を取得する際の実務の検定では、保有する教員免許状により学校において良好な成績で勤務した最低在職期間が3年とされるのみで(教育職員免許法第6条別表第8。表3参照)、学校以外の教育施設での勤務についての定めはないことから、国内の学校での勤務は上記の在職期間に含まれているが、認定在外教育施設での勤務は上記の在職期間に含まれていない。

表3 隣接校種の免許状の取得に係る要件(実務)

保有する免許状	取得しようとする免許状	良好な成績で勤務した最低在職期間
小学校教諭普通免許状	幼稚園教諭二種免許状	3年
幼稚園教諭普通免許状	小学校教諭二種免許状	
中学校教諭普通免許状		
小学校教諭普通免許状	中学校教諭二種免許状	
高等学校教諭普通免許状		
中学校教諭普通免許状 (二種免許状を除く。)	高等学校教諭一種免許状	

(注) 1 教育職員免許法に基づき、当局が作成
2 網掛けは、本件相談のケースである。

2. 当局の調査結果

1 教育職員検定における在外教育施設での在職期間の取扱い

前述の 2(2)で記載した教育職員検定における認定在外教育施設での在職期間の取扱いが異なる経緯は、次のとおりである。

① 平成 3 年度に、在外教育施設の教育水準の維持向上を図るために定められた告示では、同施設の認定制度を設け、認定を受けた施設の生徒・教職員は、国内の学校の生徒・教職員と同様に取扱うこととされている。

これを受け、同一校種の上級免許状の取得に係る教育職員検定で必要な在職期間に、認定在外教育施設での在職期間を含めるよう変更されている。

② 一方、教育職員検定における隣接校種の免許状の取得は、平成 14 年度の教育職員免許法の一部改正により可能となったが、文部科学省は、「現時点で確認できる範囲では、当時、検定に必要な在職期間に認定在外教育施設での在職期間を含めるべきかどうかの議論が行われたどうか、また、その後、検討したかどうかについて確認できていない。」としている。

2 隣接校種の免許状等の取得の推進

平成 14 年 2 月の中央教育審議会の答申において、幼児期から高等学校段階を一貫したものと捉えて指導できるよう各学校段階間の連携を強化する必要性が指摘されたことを受け、教育職員検定で隣接校種の免許状を取得する方法が創設されている。

平成 28 年度の教育職員検定による教員免許状の取得件数は、隣接校種の免許状が 1,170 件、同一校種の上級免許状が 7,211 件（認定在外教育施設での在職期間を基にしたものは 0 件）である。

3 在外教育施設での在職経験等の活用

経済社会のグローバル化に伴い、海外で生活する義務教育段階の日本人の児童生徒（平成 30 年：約 8.4 万人）や国内の外国人児童生徒が増加しており、また、2020 年からの新学習指導要領では、小学校での外国語教育の早期化・教科化が行われることになっている。

文部科学省は、日本人学校等における教育水準の強化や国際的な視野を持った教員の育成・活用等を推進しているが、在外教育施設への派遣を希望する教員の不足、派遣から帰国した教員の評価・活用が不十分などの課題がみられたため、平成 29 年 8 月に、同施設を活用して教師の人材育成等を行う「トビタテ！教員プロジェクト」を立ち上げ、以下のような取組を行っている。

① 帰国した教員の活用（研修講師、巡回指導員等）を促進

② 小学校教員の英語力強化のため、英語圏の日本人学校へ教員を派遣

③ 平成 31 年度から認定在外教育施設での教育実習を可能とするよう制度を改正

4 教員の不足への対応

近年、産休・育休取得者数の増加、特別支援学級数の増加、講師登録名簿登載希望者数の減少などにより、各地域の小・中学校において必要な教員の確保に苦慮している事例がある。

文部科学省は、複数の校種・教科の免許状の取得を推進するほか、臨時免許状の弾力的な活用について周知している。

3. 文部科学省の意見

隣接校種の教員免許状の取得に係る教育職員免許法第6条別表第8による教育職員検定における実務の検定において、認定在外教育施設における勤務経験を含めることは、法制上認められていない。

この点については、法律を改正する必要がある事項であり、ニーズ及び大学の教員養成課程よりも少ない単位数で教員免許状を取得できる対象者の範囲を拡大することの妥当性等を中教審で御議論いただく必要があり、現時点で見直しが必要かどうかは判断できない。

なお、現行の教員免許制度においては、教育職員検定の実務の検定において教育職員としての勤務経験を含めるものとする教員免許状の取得方法には同一校種の上位の免許状や特別支援学校の免許状、また、隣接校種の免許状等を取得する教育職員免許法第6条別表第3、第5、第6、第6の2、第7及び第8がある。この場合の勤務経験については、いずれも学校教育法第1条に定める学校での教員としての勤務を前提としている。

その中で、上位の免許状を取得する場合の別表第3については、少年院、認定在外教育施設等の、他の別表よりも多様な経験を、例外的に免許状取得の際の勤務経験に含めることを可能としている。

これは、①そもそも別表第3の趣旨が、上位の免許状を授与することを通じて、教員がより多様な学修経験や勤務経験を積むことを促進することを目的としたものであること、②同一学校種の上位の免許状を取得することによって、学校種や教科など教授可能な範囲が広がるわけではないこと等による。

4. 行政苦情救済推進会議の意見

行政苦情救済推進会議の意見は、次のとおりである。

- ① 文部科学省が教育職員検定により隣接校種の教員免許状を取得する際に必要な在職期間に、認定在外教育施設での在職期間を含めることについて議論が行われたどうか確認できないとしているのであれば、現時点できちんと議論する必要がある。文部科学省では、当該施設の教員を国内の教員と同様に取り扱うとしており、本件についても、その方向で議論するようあつせんすることが適当である。
- ② 近年、文部科学省は、国際的な視野を持った教員の育成に取り組んでおり、本件の見直しを行うことは、その方向性に沿うものと考えられる。

5. 行政評価局の意見

行政苦情救済推進会議の意見を踏まえて、当局が検討した結果、文部科学省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ・ 教育職員検定により隣接校種の教員免許状を取得する際の要件である「保有する教員免許状により学校において良好な成績で勤務した最低在職期間」に、認定在外教育施設での在職期間を含める方向で、その必要性を検討すること。

《参 考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）

構成員は、次のとおりである。

（座長）	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長
	江利川 毅	公益財団法人医療科学研究所理事長
	小野 勝久	公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
	梶田信一郎	元内閣法制局長官
	齋藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	高橋 滋	法政大学法学部教授
	南 砂	読売新聞東京本社常務取締役調査研究本部長